

百世井の流の流の流

その流の流の流の流

矢部町指定文化財  
井手家文書  
百世井の流

百世井の流

百世井の流

## 恩師井手久雄先生の米寿を祝して

本書は、矢部町指定文化財（書跡）『万世井手の流れ』（「矢部御惣庄屋次第記」）を解読したものです。

矢部郷初代の惣庄屋井手家に保存されている古文書です。著者は男成守寿翁で、同種の文書が他に二種類あるとのことですが、その原本となっているのが本書（「矢部町史」）であると言われています。

所蔵者である御当主の井手久雄先生は、私の少年時代の恩師であり、太平洋戦争中の学業のなかで、勤労奉仕に動員され寝食をともにしながら、教えを受け、今では懐かしい若きころを想い浮かべながら作成しました。こゝに先生の米寿を祝し、益々のご健勝とご多幸とを祈念して、解読を試みました。

平成六年六月十五日

解読者

井手口茂春

書跡『万世井手之流』(昭和四年一月二十四日指定) 題名は「矢部惣庄屋次第記」。  
 天明四年(一八一四)男成守寿翁が著述。慶長一八年(一六四三)初代井手玄蕃允  
 政次から安永五年(一七七六)一〇代間部忠次公正代までの矢部手永惣庄屋の  
 経歴・事績を記録する。藩政時代の矢部郷の状況を知る上で貴重なもの。  
 その原本が本書と伝えられているが末尾の数葉が欠損している。  
 文化・文政期、浜町に優れた知識人がいて、多くの門弟を指導し、数  
 多くの貴重な著書を残している。その一人は、男成・小一領両神社の祠  
 官、男成大和守寿である。



男成神社は承平三年(一一三三)阿蘇大宮司の勧請によると伝えられ、阿蘇大宮司惟義が神前で加冠の儀を執行して以来、大宮司矢部在館時代は必ず元服の式を行ったことから、男成神社と称され、社領二百五拾町歩を有していた由緒ある神社である。

### 男成神社

小一領神社もまた天文五年(一五三六)御船房行謀反に対し、その討伐に向かった千寿丸(惟将)出陣の軍勢揃えを社前行い、戦勝を祈願したと言われ、社領八拾町歩の寄進を受けた阿蘇氏尊崇の神社である。男成家は代々、この両社の祠官であるとともに、阿蘇家の家臣としても重きをなしていた。  
 男成守寿は享保一一年(一七二六)一月七日、男成家知の長男に生まれ、幼名蔵人のち家寿、通寿、舎寿を経て守寿と名乗った。祠官となって伊予と称したが後に父を継いで大和と改めた。幼少より学を好み研鑽につとめ、特に国学の造詣が深く、祠官の傍ら子弟の教育に意を用いた。「矢部風土記」等の著者、渡辺質も、彼の教えを受けた人である。



文化五年(一八〇〇)七月一五日八三歳で没した。

弘原騒動。(本文二二〇頁附録) 細川綱

利時代の延宝二年(一六七四)正月、矢部手永弘原の地士結城半太夫・十太夫兄弟の家に親類や近隣の農民が多数集まって、武器を揃え不穏な空気が察知された。庄屋源左衛門は惣庄屋矢部兵右衛門政夷に報告、政夷は郡奉行に急報すると共に、会所役人、地域の御家人・力自慢の者を引き連



清和村文化財 弘原騒動  
肥後川浦原の農民騒動で、延宝2年(1674)53名が捕えられ、大変な刑罰を受けた大事件の跡です。当時の肥後藩は、地の運に転わるのを恐れて宗教一貫にすり替えられたそうです。そのため、切支丹騒動ともいわれました。

れて鎮圧に向かった。一時は頑強に抵抗した結城兄弟も兄半太夫が鉄砲に倒れ、弟十太夫も自害して果て、残余の者は捕らえられた。藩庁からは取調べのため伊藤八郎右衛門が派遣され、厳しい捜査の結果、関係者はすべて投獄された。総勢五三人は更に嚴重な詮議を受け、一九人は獄中で死亡し、一三人は斬首された。

この事件で結城兄弟が愛藤寺城代結城弥平次の一族であることから、キリシタンとの疑いもたれ、江戸へも報告された。八月に幕府は渡辺大隅守を送って取調べに当たさせたが、主謀者である結城兄弟が死亡しているので確証は拳がらず、キリシタン反乱か否かは、はっきりとはしなかった。現在残っている記録でも正確な事件の真相は分からない。近世の農民一揆というよりも、地方の不平等小豪族の抵抗としての性格のものとも言われている。清和村弘原には、その跡に供養碑が建てられている。

## 凡 例

一 本書は、井手家文書『万世井手の流れ』(「矢部御惣庄屋次第記」)を解説したものです。残念な事に末尾の何枚か欠如しており、その部分(本書五五頁以下)は既に解説されている県立図書館本を参考に構成しました。

二 解説に当たっては可能な限り、原史料に従い、原文の意味を損なわない範囲で次のように配慮しました。

(1) 而・茂・江・ニ・者の変態仮名は小文字を用いて仮名であることを表しました。また「候」にはいろいろの書体がありました。すべて「候」に統一しました。

(2) 誤字と思われる文字、または現在通用している地名等は( )書きに訂正しました。

例、高知穂↓(高千穂)。録↓(録)。

(3) 注釈は、便宜上頁ごとに(1)(2)を付し、巻末に整理しました。

(4) 年号の記載にあたって、( )内に西暦年号を記入しました。

三 本書の作成に当たっては、所蔵者の井手久雄先生、県立図書館、甲斐保明氏(矢部町在住)、灰住氏(熊本市在住)に御協力・御指導を頂いたことを付言し感謝申し上げます。

平成六年六月十五日

万世井手の流といふ題の心を

井手氏の流は、俊成卿の駒とめて猪水かはん山吹の、と説給ひし井手の里より肥後国豊田庄、といふ所に下りて住ける人なり。其子孫代々相統此國に住侍りしに、中古ハ阿蘇家の家臣として世録(一)も重く、家官もいやしからざる武士にて、代々取仕へたる侍弓。矢部、郷に威をはりし家なりしか。さのふの栄花(二)ハけふの夢と覺はて、あすか川の流れ淵瀬とかはる世の習ひにて、いみじかりし阿蘇の家もいつしか衰へ惟善(三)のみこ(四)ぎへ敵のために身を惜(五)なる。山水のあるかなさかの如くに隠れ住給ひけるさまなれハ、家中の諸士は風に乱る、木の葉の如く皆ちりちりに成行て、ゆくこゑいかに白玉か、あそハ露のあたし身をよるへの水のよるべさへ、うかれた、よふうたかたの、あハれなりし世にも成しかハ、井手玄番允といふ者ハ小西(六)氏のしるよしたりける片

受等司(七)といふ城下に、かりのたつきをもとめ行て、今更何と心にもあらで、此世を空蟬の羽よりも軽き役を勤て、年月を送りしか、加藤(八)氏の御代となりてより、受等司を住捨て此宮原に居を

移して住けるに、矢部一果の名主の号を賜りしより、子やむま子と代を重ねて其役を勤けるに、井手政貞か時に、ゆへ有て役儀を退転し、家も絶果ぬるとかや。されハ古より幾百世相統て、めてたく崇へたりし家ながら、流の末の洩々敷成行のミカハ、終に其家の絶ぬる世の有様そ是非なけれ。さハ有ながら矢部の名主の始、ハ井手玄番允にて有ければ、其家ハ移りかハリぬとも、名主の役名ハ猶万代も尽しなく、絶せぬ井手の流れなるへしと、いへる歌の心なり。但、井手玄番允よりこのかたと見て可ならんか、今、此歌を讀て題号とす。

井手玄番允日記

矢部御惣庄屋次第記

嘗聞、矢部御惣庄屋の井手玄番允日記、政次といふもの、慶長の比、始、勤役有し。其子孫、古開氏三代にして亡滅せり。其跡を御山支配役。間部忠助一男、間部次兵衛隆忠相承て、在勤四十余年全役たりしより、其子孫、役儀連続して、于今至迄、其家不変、如斯姓を革(一)事三度に及び、世移、家易、ければ、往昔之古帳日記之類、悉く紛失して伝らず。間部隆忠勤役ありし正徳已來之記録のミ今に伝、ける。夫、御惣庄屋

其孫、矢部勤右衛門重行か代に至、正徳四年之春、古開氏三代にして亡滅せり。其跡を御山支配役。間部忠助一男、間部次兵衛隆忠相承て、在勤四十余年全役たりしより、其子孫、役儀連続して、于今至迄、其家不変、如斯姓を革(一)事三度に及び、世移、家易、ければ、往昔之古帳日記之類、悉く紛失して伝らず。間部隆忠勤役ありし正徳已來之記録のミ今に伝、ける。夫、御惣庄屋

矢部御惣庄屋次第記

嘗聞、矢部御惣庄屋の井手玄番允日記、政次といふもの、慶長の比、始、勤役有し。其子孫、古開氏三代にして亡滅せり。其跡を御山支配役。間部忠助一男、間部次兵衛隆忠相承て、在勤四十余年全役たりしより、其子孫、役儀連続して、于今至迄、其家不変、如斯姓を革(一)事三度に及び、世移、家易、ければ、往昔之古帳日記之類、悉く紛失して伝らず。間部隆忠勤役ありし正徳已來之記録のミ今に伝、ける。夫、御惣庄屋

其孫、矢部勤右衛門重行か代に至、正徳四年之春、古開氏三代にして亡滅せり。其跡を御山支配役。間部忠助一男、間部次兵衛隆忠相承て、在勤四十余年全役たりしより、其子孫、役儀連続して、于今至迄、其家不変、如斯姓を革(一)事三度に及び、世移、家易、ければ、往昔之古帳日記之類、悉く紛失して伝らず。間部隆忠勤役ありし正徳已來之記録のミ今に伝、ける。夫、御惣庄屋

將軍の役業たりといへども、一郷を執行  
 司役にして、其業至重、其職至大  
 也。故に一郷之人、恐怖尊敬する事  
 諸役に異り、依之其人抜群にあら  
 されは、此役を勤事誠に難し。予  
 当所御惣庄屋代々の事蹟を識さま  
 ほしく、兼て思之といへども、未、其證書  
 を索(モト)得されハ、是を記せんに扱(ゴリト)なく、適迄(タマシ)

將軍の役業たりといへども、一郷を執行  
 司役にして、其業至重、其職至大  
 也。故に一郷之人、恐怖尊敬する事  
 諸役に異り、依之其人抜群にあら  
 されは、此役を勤事誠に難し。予  
 当所御惣庄屋代々の事蹟を識さま  
 ほしく、兼て思之といへども、未、其證書  
 を索(モト)得されハ、是を記せんに扱(ゴリト)なく、適迄(タマシ)

退(ノ)けて異同を考へ、疑しきを闕(クワ)て、其用を  
 取て、彼を以て是に合せ、間(マ)憶跡を  
 加へて、漸御惣庄屋名目の次第と  
 時代々々の事蹟のあらましを、俗  
 談のま、に俚言をもつて記し侍りぬ。  
 しかハあれども、もハラ(キ)傳説のミにして、  
 舊記證書によること少かりければ、  
 猶、組語(クミゴト)する事も多かりぬべし。  
 若し、いにしへを好む同志の人出来、

退(ノ)けて異同を考へ、疑しきを闕(クワ)て、其用を  
 取て、彼を以て是に合せ、間(マ)憶跡を  
 加へて、漸御惣庄屋名目の次第と  
 時代々々の事蹟のあらましを、俗  
 談のま、に俚言をもつて記し侍りぬ。  
 しかハあれども、もハラ(キ)傳説のミにして、  
 舊記證書によること少かりければ、  
 猶、組語(クミゴト)する事も多かりぬべし。  
 若し、いにしへを好む同志の人出来、

此の證書を探索ことあらハ、此書の  
 謬を訂補剛正し給ふへし。然らハ、  
 我幸のミカハ、後世此所柄の龜鏡  
 ともならんかしと云爾。(云爾はうんじ、大を指す也)

(一七八四) (陰曆五月下旬)

天明四年 仲夏下浣

柳下亭首東泉書

天明四年 仲夏下浣

柳下亭首東泉書

矢部御惣庄屋次第私考

慶長十八年、矢部御惣庄屋之始  
井手玄番允政次  
日二日足

一 二 三 四 五 六 七 八 九

天和二年、勅任、本苗古間  
正徳五年、勅任、本苗古間

- 井手玄番允政次
- 矢部平兵衛政重
- 矢部四郎右衛門政雄
- 矢部兵右衛門政夷
- 矢部右衛門重元
- 矢部勘右衛門重政
- 矢部勘右衛門重行
- 矢部忠兵衛隆忠

- 間部忠兵衛公豊
- 間部忠次公正

矢部御惣庄屋名目次第

- 一 井手玄番允政次 会所手代不知
- 二 矢部平兵衛政重
- 三 矢部四郎右衛門政雄
- 四 矢部兵右衛門政夷
- 五 矢部右衛門重元 御代重政、彦七なりし不明
- 六 矢部勘右衛門重政 新町彦助、片平村彦七
- 七 矢部勘右衛門重行 牧野村久兵衛、高月村惣右衛門、日吉村助市
- 八 矢部忠兵衛隆忠 新藤村源八、濱町彦七、大綱村大右衛門
- 九 間部忠兵衛公豊 白小野村彦七、同村次右衛門、上名進石村彦七
- 間部忠次公正 上名進石村彦七、大野村周七

矢部御惣庄屋次第私考

井手玄番允日限政次

系譜を考へ、新藤三盛明(キリマシ)云者肥後国土与田庄、賜り、京都より下りけるよし見へたり。然共其時代何れの比と云事見へ侍らす。夫より。藤大夫盛定。又大夫盛経。藤大夫盛末四良(郎)盛勝、次第して。由被聞召、仍執達如件、正平三年(二二〇八)二月洋院殿書教書と有り。此処脱簡あるにや文儀程通。然則ハ正平年より新藤三盛明ハ四代以前なり。正平ハ承平(二二〇七)人皇六十代朱雀院の年号也。其比之武臣ハ六孫王経基。依藤太秀郷。時代なり。是より四代已前なれハ大体推歩するに、仁明天皇承和の比肥後国に下りし人なるべし。四郎盛勝より井手五郎右衛門

矢部御惣庄屋次第私考

井手玄番允日限政次

長貞、弥三郎頼国、弥次郎安基、新次郎公基、如此次第して宇治日隈、政丸、八代郡田浦住。夫、次第連続。家、紋月、日足と有り。如此ありて井手四郎左衛門尉政善、掃部之助政宣、新三郎政俊、大蔵少輔政秀と次第せり。此政秀に阿蘇大官司惟憲。より賜りし御書あり。其文、曰、六箇地頭分之内、岩川石之事、知行不可有相違、弓矢之番、度々依忠節、惟忠公方様、可被加御扶持之由、蒙仰候条、為此方、無等閑弥可致忠節之状、如件、

公貞、弥三郎頼国、弥次郎安基、新次郎公基、如此次第して宇治日隈、政丸、八代郡田浦住。夫、次第連続。家、紋月、日足と有り。如此ありて井手四郎左衛門尉政善、掃部之助政宣、新三郎政俊、大蔵少輔政秀と次第せり。此政秀に阿蘇大官司惟憲。より賜りし御書あり。其文、曰、六箇地頭分之内、岩川石之事、知行不可有相違、弓矢之番、度々依忠節、惟忠公方様、可被加御扶持之由、蒙仰候条、為此方、無等閑弥可致忠節之状、如件、

文明十九年、未三月、日、惟憲判、井手大蔵之所

文明十九年(二〇八七)五月七日惟憲判、井手大蔵之所



寛永九年六月九日... 矢部兵右衛門判... 寛永九年六月九日... 矢部兵右衛門判... 寛永九年六月九日... 矢部兵右衛門判...

寛永之比在勤にて、干天之時男成社に而を祈りて... 大驗ありしより、祭礼踊を願ひ立られし伝説あり。事... 長き故干茲不、警へ。矢部地踊濫觴之処に記すべし。

より当年に至、五十年に及び無退転祭礼を勤、... 来事、恐、ハ御国家安民豊なる故也。千秋万歳... 之奇瑞目出度御事、不遇之。当年又御祭礼之事、

天和武年六月九日

矢部兵右衛門判

右之文禁に因て考之に、寛永九年(二六三三)之比、六月十五日祭礼... 世踊始りしといふ説勿論なり。是より相統て同年... 九月九日、小一領社祭禮踊を願置候ハれしより、上大川姫宮

せぬものと見へたり。矢部にてハ祭礼踊無之村々も、九月ハ... 初九日、中九日、乙九日と云て、其村々昔より祝ひ来る。九日を... 定例として親戚互(ツギヒ)に出入して酒食を設て、客を饗(モチナシ)し

上野 平兵衛 親類 妻族 形状事跡、未考之

寛文之比之在勤之よし古記に見へたり。子息、平兵衛と云者あり、先祖の名を付ものなれハ、是も祖父の名を付たるか。寛永十四年(一六三七)矢部平兵衛名目記せるより、寛文元年(一六六〇)迄、廿五年に及べり。万治貳年(一六六二)会所に醉犯人あハレける時、濱町丁頭。茂右衛門と云者馳行て、彼アハレ者に切殺されし事あり。其アバレ者ハ四国の者なりしや、所之者共跡より追懸、打殺しけるとかや此時代共の事なるべし。或人の所持する御惣庄屋次第を書たる物を見しに、井手玄番允。四郎右衛門・弥兵衛・兵左衛門と次第せり。平兵衛名目ハなくして

弥兵衛と云もの有。矢部平兵衛ハ寛永之古帳に見ゆれハ、井手玄番允より四郎右衛門と有ハ誤なり。弥兵衛と云、御惣庄屋未考。四郎右衛門ハ寛文之記に見ゆれハ、夫より矢部兵右衛門在勤、延宝二年(一六八四)ハ寛文元年(一六六〇)より僅に十貳年也、四郎右衛門曾文元年後迄在勤して、兵右衛門延宝二年より前に勤役たらハ、弥兵衛御惣庄屋たるへき年間なし。殊に井手弥兵衛と書たるものもあれば、御惣庄屋にてあらざる事知べし。其比御惣庄屋ハ在苗(一)にて、何れも矢部何がしと見へたり。井手弥兵衛ハ下名連石村吉祥寺。住持、義諦(一)といふ者の実父なりしともいふ。何れ井手家の一類なるへし。されとも其人柄余、よろしからさりしよし語り伝ふ。予、此等の分明

寛文之比之在勤之よし古記に見へたり。子息、平兵衛と云者あり、先祖の名を付ものなれハ、是も祖父の名を付たるか。寛永十四年(一六三七)矢部平兵衛名目記せるより、寛文元年(一六六〇)迄、廿五年に及べり。万治貳年(一六六二)会所に醉犯人あハレける時、濱町丁頭。茂右衛門と云者馳行て、彼アハレ者に切殺されし事あり。其アバレ者ハ四国の者なりしや、所之者共跡より追懸、打殺しけるとかや此時代共の事なるべし。或人の所持する御惣庄屋次第を書たる物を見しに、井手玄番允。四郎右衛門・弥兵衛・兵左衛門と次第せり。平兵衛名目ハなくして

寛文之比之在勤之よし古記に見へたり。子息、平兵衛と云者あり、先祖の名を付ものなれハ、是も祖父の名を付たるか。寛永十四年(一六三七)矢部平兵衛名目記せるより、寛文元年(一六六〇)迄、廿五年に及べり。万治貳年(一六六二)会所に醉犯人あハレける時、濱町丁頭。茂右衛門と云者馳行て、彼アハレ者に切殺されし事あり。其アバレ者ハ四国の者なりしや、所之者共跡より追懸、打殺しけるとかや此時代共の事なるべし。或人の所持する御惣庄屋次第を書たる物を見しに、井手玄番允。四郎右衛門・弥兵衛・兵左衛門と次第せり。平兵衛名目ハなくして

ならざる事を患へて、数年古書を尋求といへども、其證とすへきもの見当り侍らす。玄番允より四郎右衛門まで、三代名目計ハ知れなから、兄弟・妻子・親族何かしにて有しや知ものなし。説や在勤の年間の如きをや、昔乃事、百年餘に成りぬれハ、語り傳へにも残らぬものなり。此次之矢部兵右衛門代よりハ、少しく分事多し。予、一日所々の墓所を見めぐりて、玄番允・平兵衛・四郎右衛門三代は、当所御惣庄屋にて有しかハ、それとしらるへき石碑をや有と、古墳の苔を拂ひて尋求けれど、さるへき墓も侍らす。累々たる古墳・石碑ハ九苔に埋れ、或ハ倒れ、或ハ子孫絶果し墓ともハ、盆正月にも私ハぬものにて、荊棘の中に埋れしも多し。かく古き石碑も多侍れと俗名なけれハ、縦ひ其人々の墓ありとも、法名にてハ知れかたし。石碑にハ家の紋、俗名等をしるしおかましきもの也。其子孫たりとも俗名なけれハ、先祖の墓何かしといふ事を唱へ失ふ事多し。むかしハ物こと密ならず、名ある人の墓といへとも、さつとしたる石碑を建たる迄にて、俗性(一)一等を記せしハ稀也。西行法師か歌に、深草の裾野の塚の数そへて、むかしの人に君をなしつる。と読しか如く、去年(一)ハ誰か失(一)今年ハ誰か死し、先月ハ何某かなくなり、今月ハ誰か身まかりしなど、餘所事のやうに誰もいふにや。隙行駒(一)羊(一)歩(一)我身の上也にも近つかぬかハ、人更に百年(一)を期せんや。たとへ千とせき